

犯罪の国際化への対応

山 内 義 廣

1. 犯罪の国際化とその動向

(1) 犯罪の国際化の原因

第2次世界大戦後半世紀以上を経た現在、日本国内では外国人による多種多量の犯罪が行われるようになった。それは大きく、①経済活動としての物流システムを利用した犯罪、②人間の管理システムを利用した犯罪、③高度に発展した情報システムを利用した犯罪、④金融システムを利用した犯罪等に分類することができる¹⁾だろう。具体的には、①に関しては、覚醒剤や大麻等の薬物や銃刀剣類等の兵器、さらには、輸出入が禁止されている希少動植物等の密輸入がマフィア等の組織的犯罪集団によって行われたり、ロシア人によってカニ等の海産物が密輸入されたりする犯罪等である。②に関しては、社会的立場や組織を悪用した贈収賄や国内外に陣を張る組織的犯罪集団による偽造旅券等を利用して人身売買や偽装結婚による不当労働行為等の犯罪である。③に関しては、コンピュータを利用して違法な情報を得たり、偽造カード等によって電磁的記録を混乱させ、それによって多額の資金や品物を違法に騙まし取る各種の詐欺犯罪等である。④に関しては、密輸入等の違法な行為によって資金を調達し、それをもとに企業経営等の経済活動をするマネーロンダリングやタックスヘイブンを悪用して租税を回避したりする犯罪等である。また、日本国外においては、多数の日本人が窃盗や強盗の被害者になったり、国連活動中の日本人や企業関係者が殺害されたり、誘拐されたりする犯罪等が常習的な組織的犯罪集団によって行われているのである。このような犯罪はもはや一国内の犯

罪集団によって単独に行われているのではなく、地球規模の組織的犯罪集団によって行われているのである。それゆえ、このような犯罪の検挙や取締りには各国が強い意思と組織をもって地球規模で対処しなければならないことは言うまでもない。

ところで、このような犯罪の国際化傾向はどのような原因によってもたらされたかというとそれは、主として次のような3つの原因にあると考えられる。

第1の原因是、世界交通網の急速な発達である。20世紀後半、各国における航空機等の交通網が世界的規模で急速に発達した。そして、そのことにより、日本人が外国に、外国人が日本に移動することが多くなり、国際的犯罪が行われやすい環境が整って来たといえる。特に日本においては、高度成長期、つまり、1980年代後半よりバブル期を迎え、日本人旅行者が急速に増加し、そのことにより日本人の旅行先が拡大した。このことは当然外国において日本人が犯罪に巻き込まれやすい状況が作られたことになる。また、ジャパンマネーが世界経済を支えていたことから、多数の外国人が豊かさを求めて日本での就労を目的に入国したが、母国と日本の経済の格差が著しいために生活に困窮し、犯罪に走る者が多くなった。

第2の原因是、高度な情報伝達機関の飛躍的な発達である。世界各国は交通網の発達により自国の経済発展を目的に世界マーケットに焦点をしづり、国際的視野に立つ経済政策をとるようになって来た。そして、豊かな国を作るために、情報伝達機関を駆使していち早くマーケット情報を得ることが勝敗を決定することであるとし、各国は情報網の研究と発展に力を注ぐことになって来た。このことは、経済活動のグローバル化をもたらした。例えば、インターネットを開発し、それによって情報交換が活発化し、市場取引が拡大したのである。このような現象に対して各国の法整備はもちろんのこと、世界共通の法整備が間にあわないことから違法な取引が横行し、それにに対する法的手続が取れない状況になった。このような状況

犯罪の国際化への対応

の中で世界最初のインターネット犯罪に対する条約（サイバー条約）が締結され、それに基づき各国は国内法の整備に取り掛かっている状況である。²⁾

第3の原因は、世界における金融取引の活発化と組織犯罪および組織的犯罪の増加である。交通網や情報機関の発達により経済活動のグローバル化がもたらされ、世界における金融取引が活発化して来た。その結果、世界マーケットが拡大され、海外に進出する日本企業が激増した。そのため、外国における日本の企業による犯罪が多発した。特に、バブル崩壊後には日本企業による放射性物資の違法投棄や森林の商業伐採、銅精練による粉塵などによる海洋汚染や大気汚染等の環境問題を引き起こした。また、ODAのダム工事等による環境破壊も引き起こされた。さらに、暴力団やマフィアによる金融機関を利用したマネーロンダリング等の犯罪が頻繁に行われるようになった。

(2) 日本における国際犯罪の動向

我が国において犯罪の国際化現象を顕著に示すいくつかの犯罪、主として、銃器犯罪、麻薬・覚醒剤等の薬物犯罪、さらにコンピュータ犯罪の動向を考察することにより今や犯罪が地球規模で行われていることを概観し、日本における国際犯罪の動向を把握してみる。

① 銃器犯罪の動向

周知のように、我が国においては、銃器は法律で許可された人以外は自由に所持することはできない。ところが、現実には、暴力団はじめ組織的犯罪集団が違法に沢山の銃器を密輸入したり、または、密輸入業者から買い求めたりしているのである。このような傾向は水面下では近年ますます多くなって来ている。ちなみに、平成8年度のけん銃押収数は暴力団関係者による場合、真生けん銃939丁、改造けん銃1035丁、合計1974丁、一般人による場合、真生けん銃461丁、改造けん銃514丁、合計1002丁、両者の

合計2976丁であるが、平成12年度では、暴力団による場合、前者が525丁、後者が564丁、合計1089丁であり、一般人による場合は、前者が287丁、後者が339丁、合計626丁、両者の合計は1715丁であった。統計上の数字では、平成12年度が減少しているが、この原因は暴力団による密輸入の経路の一つであるフイリッピンルートの摘発など、国際的に組織的犯罪に対する捜査・摘発などが厳しくなった関係上、それに対応した犯罪者集団の巧妙な作戦にあると考えられる。³⁾ 実際にはかなりのけん銃が国内に出回っていると推測される。これに連して、⁴⁾ 銃器使用による犯罪の検挙数は、平成8年では、暴力団関係者が152件であり、一般人が58件、合計210件であるが、平成12年では、暴力団関係者が160件、一般人が56件、合計216件である。統計上、検挙数は平成12年度が平成8年度を上回っている。これは、通信傍受法等の施行により組織的犯罪集団等による密輸入の際ににおける捜査機関の通信傍受が可能になった結果と推測することができる。平成11年度と12年度を比較してみると、平成11年度では暴力団関係者は135件、一般人は53件、合計188件であったが、平成12年度では216件であり、大幅に^{5・6)} 検挙数は前年を上回っている。

② 麻薬・覚醒剤等の薬物犯罪の動向

近年、麻薬・覚醒剤等の薬物は増加の一途をたどっていると言っても過言ではない。周知のように、覚醒剤等の薬物は人間の身心をぼろぼろに破滅させてしまう。そして、薬物利用者を殺人罪や強盗罪等の凶悪犯罪に走らせてしまう。また、薬物取得のために支払われる金銭は暴力団等の犯罪集団の有力な資金源となって、テロ等の組織的犯罪を引き起こしている。覚醒剤犯罪については、戦後の混乱した社会状況の中で多発し、昭和29年にはその送致人数は55000人以上にも達した。当時はヒロポンが主流であり、第1次ピークを迎えた。その後、覚醒剤事犯の罰則の強化や徹底した検挙が行われ、また、覚醒剤使用による身体への害についての教育の普及等により急速に激減したが、昭和45年以降再び増加傾向に転じた。ごく最

近では10代、20代、30代の若手層がゲーム感覚で覚醒剤を使用するようになって来ている。この10年間増加の傾向にあることを認めざるを得ない。⁷⁾ 年齢別送致人数では圧倒的に若年層が多いことが窺い知ることができる。⁸⁾ 10万人当たりの年齢別送致比率の推移については、平成7年から9年にかけて若年層の比率は急速に伸び、その後減少し、平成12年では10代が12.9、20代が39.8、30代が31.8となって前年と比較すると増加している。この原因は覚醒剤の再犯者の増加や覚醒剤の入手が容易になって来ていることによるものと考えられる。現に繁華街では容易に覚醒剤の売買（外国人を含む）が昼夜関係なく行われたり、多種多様な方法により密輸入される覚醒剤の量が増加している。

③ コンピュータ関連犯罪の動向

コンピュータ関連犯罪は、近年の科学技術の急速な発達が可能にしたハイテク犯罪とも呼ばれ、最新のコンピュータの技術や電気通信技術を利用して行われる犯罪である。その定義については、一義的ではない。犯罪の態様については大別して3つに分けられる。第1の態様は、コンピュータに組み込まれた電磁的記録を不正に盗んだり、混乱させるなどの行為を対象にした犯罪、つまり、狭義の意味のコンピュータ犯罪であり、第2の態様は、コンピュータ利用のネットワークを不正に利用したりするネットワークを対象とする犯罪であり、第3の態様は、コンピュータによる不正なアクセスを対象とする犯罪である。当然、カード犯罪やCD犯罪、さらにインターネット犯罪等はこの犯罪に含まれることは言うまでもない。これらの犯罪の特徴は、第1に、犯人を発見したり、特定することが困難であること、第2に、犯罪行為がごく自然の形で容易に行うことができること、第3に、財産的損害が大きいこと、第4に、犯罪領域が広範囲に及ぶこと等があげられる。

コンピュータ関連犯罪の検察庁の新規受理人数を平成3年から平成12年の範囲で概観してみると、平成6年と平成12年を比較してみると、公電磁的

記録不正作出・同供用罪については1人から34人に増加し、私電磁的記録不正作出・同供用罪については8人から31人に増加し、電子計算機損壊等業務妨害罪については1人から15人に増加し、電子計算機使用詐欺罪については35人から67人に増加する等、この10年間で多少のばらつきはあるものの、確実に増加している。⁹⁾これらの犯罪は世界的規模で行われ可能性が高いので、それに対する対応は今や一国だけの対応では済まされることは言うまでもない。我が国では平成11年に「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」等が制定され、また、平成13年には刑法の一部を改正して「支払用カード電磁的記録に関する罪」(刑法163条の2、3、4、5)等が新たに制定され、対応してきている。世界的には、各種の国際会議や国際条約が締結され、それに対応している。¹⁰⁾実際は各国の法的整備事情もあり、その対応は十分だとは言い切れない。

④ 外国人による犯罪の動向

交通・通信手段が急速に発展したことにより我が国に入国する外国人が多くなり、その結果、外国人による犯罪が急増した。ちなみに、外国人の入国者は平成2年では約350万人であったが、平成12年では約527万人となっており、この10年間で約1.5倍に増加している。¹¹⁾それとともに、犯罪者も犯罪の態様も国際化してきた。犯罪を犯した受刑者の国籍については平成2年と平成12年を比較してみると、平成2年は総数が223人であったが、平成12年では1236人となり、約5.5倍に増加している。アジア地域では中国国籍受刑者は93人から468人に、イラン国籍受刑者は2人から204人に、韓国・朝鮮国籍受刑者は0人から87人に、フィリピン国籍受刑者は22人から45人になっており、中でも中国国籍者が37.9%を占めている。アジア地域出身者の比率は全体の78.5%を占めている。これは地理的関係や日本以外のアジア地域の経済的貧困状態が原因と思われる。その他に、南アメリカ地域では、ブラジル国籍者が2人から91人に、ペルー国籍者が1人か

犯罪の国際化への対応

ら39人に、コロンビア国籍者が2人から28人に増加している。全体の比率では13.4%である。¹²⁾ 犯罪の態様としては、刑法犯では窃盗罪が圧倒的に多く、次に強盗罪、その次に殺人罪と続いている。特別法犯では覚醒剤取締法違反、次に麻薬取締法違反、その次に入管法違反の順である。¹³⁾ 今後、インターネット犯罪等情報・通信手段を用いる犯罪が増加すると考えられることから犯罪の態様や犯罪者の国籍等かなり広範囲に及ぶものと思われる。

2. 国際犯罪に対する世界及び日本の対応

(1) 世界の対応－主として、国連犯罪防止会議（コンгресス）の動向について

銃器取引に関する犯罪や麻薬・覚醒剤等の薬物犯罪および窃盗・強盗・傷害に関する犯罪、その他カードやインターネット等を利用して行われる経済活動に関する犯罪が個人や組織的集団によって地球的規模で行われている現在、犯罪の国際化・凶悪化が急速に進むことに対応して、日本はじめ世界各国は、様々な領域でこのような犯罪の国際化傾向の対策として国際会議を開催し、また、国際条約を締結してきた。そして、このような会議や条約における内容が世界や国内において実効性を持つために各国は国内法の整備等を行って来た。1948年には「世界人権宣言」の採択、1955年には「国連犯罪防止会議」の開催、1957年には「犯罪人引渡ヨーロッパ条約」の締結、1966年には「世界人権宣言」の採択、1970年には「刑事判決の国際的効力に関するヨーロッパ条約」の締結、1977年には「テロ行為の防止に関するヨーロッパ条約」の締結等、この種の条約の締結は現在に至るまで様々な形で締結されて来ている。経済犯罪関係では「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」、「文化財の不法な輸入・輸出及び所有権の禁止及び処罰に関する条約」、人権関係では「夫人及び児童の売買禁

止に関する国際条約」、「奴隸条約」等があり、環境関係では「核物資の防護に関する条約」、「オゾン層の保護のためのウイーン条約」、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、テロ関係では「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」、「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」、「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」、「国際的に保護される者（外交官を含む）に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約」、「人質をとる行為に関する国際条約」等がある。特に、これらの犯罪の国際化に対する世界の対応策として最も重要なものが「国連犯罪防止会議」（コングレス）である。第10回ウイーン会議を中心にその内容を概観してみよう。

① 会議の目的と性格

この会議は1955年に「犯罪の防止と犯罪者の処遇に関する国連会議」として開催され、その後5年毎に開催され現在に至っている。この会議の目的は、第1に刑事司法全体についての国際的な方向づけおよびその基準を定めることであり、第2に重要な犯罪に焦点をしづらり個別的に議論することである。第1回はスイスのジュネーブで行われ、第2回はイギリスのロンドン、第3回はスエーデンのストックホルム、第4回は日本の京都、第5回は再びスイスのジュネーブ、第6回はベネズエラのカラカス、第7回はイタリアのミラノ、第8回はキューバのハバナ、第9回はエジプトのカイロ、第10回は2000年4月にオーストリアのウイーンで開催された。近年では、主として、組織的犯罪やテロ犯罪に対する国際的・国内的対策および経済大国と発展途上国との関係から生じる犯罪に対する防止策や刑事司法の在り方が議論の対象となっている。1992年に犯罪防止刑事司法委員会が設置され、その委員会の会議では犯罪防止や刑事司法領域における実務の在り方および実践についての情報交換や意見交換などが行われている。¹⁴⁾現在では、提言や助言を行うコミッションの諮問機関になっている。

② 第10回のウイーン会議¹⁵⁾

第10回目のウイーン会議では総合テーマ「犯罪と司法－21世紀の課題にこたえて」というテーマの下に、具体的議題として、第1に「法の支配の促進と刑事司法の強化」、第2に「国際犯罪との闘いにおける国際協力－21世紀の新たな課題」、第3に「効果的な犯罪防止－新たな発展と歩調を合わせて」、第4に「犯罪者と被害者－司法手続における責任と公正」が提示され¹⁶⁾、議論された。また、国連犯罪防止センターから、経済大国と発展途上国との経済的状況の格差が原因として組織的犯罪が多発しており、その防止のためにも国際的協力が必要であることが指摘された。特に今回の会議では、各国を代表する首脳や司法関係者等ハイレベルの者が重要な問題について議論するハイレベル・セグメントが設定され、そこで「犯罪と司法に関するウイーン宣言－21世紀の課題に答えて」（ウイーン宣言）¹⁷⁾を採択した。ワークショップは4部門に分かれて開催された。第1部門は「腐敗との闘い」、第2部門は「コンピータ・ネットワークに関する犯罪」、第3部門は「犯罪防止への地域社会の関与」、第4部門は「刑事司法における女性」¹⁸⁾であった。

第1部門は、「腐敗」についてのワークショップである。腐敗は公務員や政党による金銭関係のルーズさから、国家組織や国家財政、ひいては国家に対する国民の信頼を損ない、さらには各国間の信頼関係を損なうこともあります、経済犯罪を引き起こす重要な原因となっている。本ワークショップでは、腐敗防止対策やその捜査・起訴など国際協力の在り方等について議論された。周知のように、腐敗が公務員や政党の汚職事件を引き起こし、それが国家の倫理問題まで発展し、国家の政治的・社会的な信頼を損なっていることは言うまでもない。このような腐敗に対して、国連は、「公務員による国際的行為や取引から生じる賄賂に対する国連宣言」や「公務員による国際商取引での汚職との闘いに関する条約」、さらには、腐敗に対する「刑事法条約」や「民事法条約」を採択し、条約加盟国の監視機関に

よって相互評価を行なってきている。腐敗が発展途上国で多く発生し、それが多くの経済犯罪を引き起こしていることは事実であり、それを防止するには国際協力が必要であることは言うまでもない。¹⁹⁾ 今後の重要な課題である。

第2部門は、「コンピュータ・ネットワーク関連の犯罪」についてのワークショップである。今やインターネットやコンピュータ・ネットワーク等の情報技術は高度に発展し、社会に多くの利益をもたらすと同時に、犯罪を行える機会を与えていている。一国の経済システムや個人情報システム等がサイバーテロやハッカーなどに侵害され、大きな損害を生じさせられたり、その損害が各国に何らかの影響を与え、世界的規模の混乱を引き起こしている。このような情報伝達手段は電子データに保存されている関係上、容易に、しかも瞬時にデータを消去したり、改ざんしたりすることが出来る。そのようなことから、このような犯罪については、地球的規模での捜査や証拠収集等各国間での密接な連絡網の確保など、国際協力が必要なことは言うまでもない。本ワークショップでは、コンピュータ犯罪の実体法上の問題について三つの観点、第1はコンピュータ犯罪とは何かという定義について、第2はコンピュータ・ネットワークの濫用についての犯罪性について、第3は濫用行為に対する防止対策について、三人の論者から報告がなされた。例えば、コンピュータ・ネットワークにおける電子データの押収検索や被疑者の追跡、コンピュータを利用して経済活動を行っている産業界と捜査機関の関係等についての問題提起やその検討についてである。²⁰⁾

第3部門は、「『犯罪防止への地域社会の関与』に関するワークショップの概要」についてのワークショップである。犯罪の国際化傾向が進む中で、今や犯罪の防止は、一国家の主たる刑事司法機関である警察による防止活動だけでは十分ではなく、地域社会の協力が必要になって来ていることは必要不可欠である。犯罪は直接の被害者はじめ、地域社会にも多大な損害を

もたらすことが多い。例えば、アジア地域での密輸入による薬物の売買は被害者はじめ、その関係者、さらには、国家間の利益にも損害を与えかねない。このよなことから、本ワークショップでは、地域社会による犯罪防止の最善の実施モデルは何かという点と国家と地域社会との犯罪防止について、国家と地域社会はどのように関わりあって行ったらよいかという点に焦点が絞られ、議論された。参加国からの主な報告は、一つには、政府及び地域社会における犯罪防止プログラムの件についてであり、二つには、犯罪防止に関する技術協力の問題であった。提言として主なものは一つには、政府と地域との責任と協力態勢の在り方についての検討、二つには、犯罪防止のプログラム開発についての体系的努力の検討、三つには、犯罪防止を実施したことについての費用と効果の問題についての検討、四つには、犯罪防止に関わるスタッフの知識や能力の向上についての研修、五つには、地域社会の犯罪防止活動と修復的司法の連携の在り方の検討などが提言された。今後は、犯罪防止については国際協力だけではなく、警察などの国家の司法関係機関と直接に犯罪と関わりを持つ地域社会との協力・連携が必要とされる。²¹⁾

第4部門は、「『刑事司法制度における女性』に関するワークショップの概要」についてのワークショップである。近年、女性の人権とその安全確保については、国際的に重要な問題になっている。このことは刑事司法の領域についても例外ではない。従来女性に関しては売春や薬物犯罪などの問題が検討されて来たが、最近では、女性に対する暴力の問題や発展途上国における女性の密輸入の問題が検討されて来ている。本ワークショップでは、第1に犯罪者及び受刑者としての女性、第2に被害者としての女性について、第3に刑事司法制度における女性の取り扱いおよびその政策上の問題に焦点を絞り、その点について議論された。提言として、一つには、「被害者の女性の基本的人権の擁護について」、二つには、「社会における女性の人権意識への高揚について」、三つには、「女性の密輸入に対する取

締強化について」、四つには、「女性犯罪についての国際的な共同研究や調査の必要性について」、五つには、「女性の人権擁護についての法整備の推進および国際的な規範の構築について」等の提言が示された。現代国家は法制度は当然の事、男女の実質的平等性を保障する諸制度の確立に向かってこのような提言を取り入れていかなければならぬことは言うまでもない。²²⁾

(2) 日本の対応

20世紀は戦争の時代から共存の時代へと移り行く中で「世界は一つ」という感を強く印象づけられた時代であった。今世紀はさらに共存共栄の実現に向かってこのような傾向が強まるに同時に、世界的規模で飛躍的に発展した交通・通信、その他の情報手段を用いて各国の犯罪組織が手を結び、麻薬や覚醒剤等の薬物取引や国際的なテロ、さらにマネーロンダリング等の犯罪行為が行われる傾向が強まるであろう。現に、犯罪の傾向も益々国際化・凶悪化・組織化・複雑化が強くなって来ている。

このような時代背景の中で、国際的には様々な国際会議が開催され、また国際条約も締結されて来た。そうした中、日本では国際的な組織的犯罪に対する取り組みが遅れ、各国からそれへの法整備の対応を早急にすべきであると要求せっていたことと相俟って、日本国内でもオウム真理教によるサリン事件が起きたとして、組織的犯罪に対する対応を余儀なくされた。1996年以降、これらの犯罪に対処するために法制審議会で審議されるようになった。3法案として、組織的犯罪処罰の加重を目的とした組織的犯罪処罰法案や捜査のための通信を目的とした通信傍受法案、証人保護を目的とする刑事訴訟法の改正案が国会に提出され、成立した。そして、これらの法律は1999年8月より施行され、現在に至っている。²³⁾

3. 国際刑事法への積極的取組み

このような世界および日本の国際犯罪に対する対応と相俟って国際刑事法関係の複雑な制度の柔軟化を考えなければならない。

(1) 国家刑事管轄の原則とその拡張

犯罪が国際化しても刑罰権の行使や犯罪者の捜査・逮捕は国家および國家警察によりなされ、訴追は国内の裁判所によってなされている。それゆえ、国際犯罪については国家刑罰権の行使の範囲がどの程度まで及ぶのか、つまり、自国で行われた外国人の犯罪行為や自国の国民が自国の領域外または外国で犯罪行為を行った場合、自国の刑罰権に服すべきかどうか、概観する必要がある。このような刑事管轄の問題については、各国は自由に刑罰権を行使することが出来ず、国際慣習法上、刑事管轄権行使について、一定の基準が存在する。行使の基準として、①属地主義、②国籍主義、③保護主義、④普遍主義が存在する。属地主義は、犯罪地の国家が刑事管轄権を持つという刑事管轄権の基本的原則である（刑法第1条）。自国の船舶や航空機内での犯罪にはこの原則が適用される。この原則の短所は自国の領域外の犯罪には刑事管轄権が及ばないことがある。特に、犯罪が数カ国に及ぶ場合は機械的にこの原則を適用することは問題である。つまり、今や属地主義では国際犯罪に対応出来ないことになる。そこで、この属地主義の短所を克服するために、属地主義が拡大される傾向がある。拡大化の一つの方法として、犯罪行為が国外で行われた場合、犯罪の重要な要素が自国内で完成された場合は自国の刑事管轄権が及ぶとする考え方である（客観的属地主義）。二つの方法として、自国の領域内で犯罪行為が行われ、領域外で完成された場合には自国の刑事管轄権が及ぶとする考え方である。国籍主義は、犯罪行為者の国籍国が刑事管轄権を持つという原則である。この主義は属地主義と同様に、刑事管轄権の基本原則であると考えられて

きた。この考え方を拡張すると、犯罪被害者の国籍を基準として犯罪者を処罰するという考え方へ到達する（受動的属人主義）。保護主義は、自国の国民が国外で犯罪行為を行った場合、それが自国の安全や領土の保全等を害する場合には自国の刑事管轄権が及ぶとする原則である（刑法第2条）。国家の自己保有権という考え方から多くの国で採用されている。普遍主義は、人類の普遍的利益や世界的法益を侵害する犯罪行為については行為者や被害者の国籍や犯罪実行地に関係なく、自国の刑事管轄権が及ぶという原則である。この考え方は条約等により犯罪構成要件を規定し、条約締結国に対しては犯罪者を訴追したり、処罰したりするための一定の権利義務を規定する必要がある。国際犯罪の増加と国際社会が緊密化している現在では、この普遍主義を採用する傾向が強くなりつつある。

思うに、最も基本的原則である属地主義だけでは今や日常的に行われている国際犯罪には対応できない。その意味では属地主義と保護主義の併用、さらには属地主義と普遍主義の併用等の採用により、犯罪の場所的制限を緩和し、刑罰権適用の範囲の拡大をはからなければならない。特に、テロ行為に対する取り扱いについては、一国の刑事管轄権の範囲を広範囲に拡大すべきである。また、将来は国際的犯罪については、国際刑事裁判所における裁判の実現に期待すべきである。²⁴⁾

（2）国際捜査・裁判における共助

周知のように、犯罪者の国籍や犯罪が行われた場所から国際犯罪を分類した場合、幾つかのパターンに分けられる。第1のパターンは、日本において外国人が犯罪を犯した場合である。第2のパターンは、外国で日本人が犯罪を犯した場合である。第3のパターンは、日本人が日本国内で犯罪を犯した場合、裁判の証拠物等が外国に存在したり、犯行後外国に逃亡した場合である。第4のパターンは、外国人が外国で犯罪を犯した場合、証拠物が日本に存在したり、共犯者や犯罪者の関係者および外国人逃亡者が

日本にいる場合である。このような場合、国家刑罰権の執行や警察の捜査権の原則については前述したが、現実には、例えば、犯人引渡しや捜査や裁判における証拠収集等、国際協力についての共助はどのようになされているかを考慮しなければならないことは言うまでもない。このようなことについて、今まで日本においてはロッキード事件や外国における日本赤軍による航空機乗っ取り事件等、国際的犯罪の発生を契機に国際共助法を制定したり、²⁵⁾ 条約を締結したりしてそれらに対応して来ている。

ところで、これらの問題（主として、①犯罪者引渡しの問題、②捜査共助の問題、③裁判共助の問題）を検討するについては、日本が外国に共助を要請する場合と外国が日本に共助を要請する場合の両面から検討する必要がある。3つの問題について概観してみる。

① 犯罪者引渡しの問題

日本が外国から犯罪者の引渡しを要請された場合、逃亡犯人引渡法により外国に犯罪者を引渡すことになる。この法律は日本にいる外国人犯罪者を外国に引渡す手続を規定したものであり、古くは明治20年制定の引渡し条例に逆上る。法によれば、日本と引渡し条約を締結している国は当然だが、条約を締結していない国でも日本からの同種の要請に応じる旨の相互主義の保証があれば引渡しを行うことにしており。²⁶⁾ 引渡しの要件としては、(i) 政治的犯罪でないこと、(ii) 引渡しをする両国間の法令で死刑、無期懲役、長期3年以上の拘禁刑に処すべき罪に該当すること、(iii) 当該行為が日本においても行われた場合、法令により刑罰を科し、かつ、これを執行しうること、(iv) 自国民については不引渡しの原則をとること、である。手続については、(i) 引渡し請求は外交ルートを経由してなされること、(ii) 引渡し要件を充足しているかどうかは東京高裁の審査を経ること、(iii) 条約に特別な定めがない場合以外は引渡しは義務的なものではなく、法務大臣の裁量に委ねられること、である。

日本が外国に犯罪者の引渡しを要請する場合、逃亡犯人引渡法が相互

主義を規定していることから、当然日本も外国に対して犯罪者の引渡しの要請をすることが出来ると考えられる。日本と犯罪者の引渡しについて条約を締結していない外国間では、日本が相互主義を保証した上で犯罪者の引渡しを要請することが可能である。手続面については外交ルートを通じて行うことが必要である。しかし、この外交ルートによる手続は実務上は大変繁雑で、かつ、時間を要することから、この正式な手續を回避して国外退去に関する強制処分制度を利用して犯罪者の引渡しを行っているのが現状である。²⁷⁾

② 捜査共助の問題

この問題について①の問題と同様に、日本が外国から検査共助の要請を受けた場合と日本が外国に検査共助の要請をする場合の両面から検討しなければならない。法制度の上では国際検査共助法が制定されている。本法によれば、検査共助とは「外国の要請により当該外国の刑事事件の検査に必要な証拠を提供すること」（1条）であると定義している。検査共助の条件として、(i) 政治的犯罪ではないこと、(ii) 日本国が定める犯罪の構成要件に該当すること、(iii) 相互主義の保証があること、などである。手續については(i) 外交ルートを通じておこなうこと、(ii) 検査共助の要請に応じるかは法務大臣が判断する、などである。また、検察官や司法警察官は日本の刑事訴訟法では検査が禁止されている場合でも、検査共助法による関係人の取調べや実況見分、その他裁判官の発する令状による検索、検証、差押えなどを行うことが出来る。特に、検察官は外国の要請がある場合にのみ、裁判官に対して証人尋問を請求することができる。外国の検査機関が日本国内で検査することについては、基本的には主権の侵害に当たるという見地から消極的に考えていると思われる。現在、組織的犯罪やテロなど凶悪な犯罪が多発している現状を考えると外国との合同検査ということも可能であり、そのような点から積極的に考えるべきではないかと思われる。

日本が外国に対して捜査共助を要請する場合、特別な規程や条約等がなくても相互主義の保証についての条項により外国に捜査共助の要請をすることが出来ると考えられる。手続的には外交ルートを通じて行うことは当然である。

③ 裁判共助の問題

この問題についても①の問題や②の問題と同様に、日本の裁判所が外国の裁判所から共助の要請を受けた場合と日本の裁判所が外国に共助の要請をする場合の両面から考えなければならない。外国の裁判所からの裁判共助の要請については法制度上、「外国裁判所ノ嘱託に因ル共助法」がある。手続的には外交ルートを通じて行われる。共助の条件としては (i) 相互主義の保証があること、(ii) 費用弁済の保証があること、である。共助の内容は裁判に関する証拠調べや関係する書類の送達等である。日本が外国の裁判所に共助の要請をする場合、裁判所共助法が相互主義を採用していることから、当然に裁判に関する資料の収集の要請を行うことが出来ると考えられる。ロッキード事件の際、日本はアメリカ連邦裁判所から²⁸⁾嘱託尋問調書の送付を受けたことがあった。

以上、犯罪の国際化の対応については様々な形で各国間の協力体制が整備され、その関係はさらに親密化しつつある現状である。

(3) 国際的規制の強化—規範意識の統一化と処罰の厳罰化

現在、交通網や通信網の高度な発達により世界における各国間の生活関係は日ごとにその密化が進んでいる状況である。このような状況の中で自国民による犯罪はもとよりのこと、外国人による犯罪の発生件数も急激に増加している。犯罪の性格も組織的・広域的・凶悪的傾向が強く、その実現についても、どこでも、簡単に実現しやすい環境が整っていると言つても過言ではない。例えば、インターネットによる経済犯罪や組織的犯罪集団による銃刀剣類の密輸入による殺傷犯罪、覚せい剤や麻薬等による薬

物犯罪等、数カ国に関する多種の国際犯罪が多数引き起こされており、世界各国はその対応に苦慮している状況である。また、各国の環境基準値がまちまちなことから、一国内では犯罪ではないが、他国では犯罪になるなど環境基準値が統一されていないことから引き起こされる環境犯罪が至るところで発生している。このような状況に対して世界各国は、例えば、環境犯罪については環境汚染についての数値の統一化や違反者に対しては国際社会が厳罰をもって処罰する取り決めをし、その実効性を高めなければならない。核の問題やテロの問題もしかりである。そして、このような地球規模の犯罪に対しては各国民の犯罪に対する規範意識をより高め、その統一化をはかる必要がある。そうしない限り、地球の安全や世界の平和は守れないだろうと考えられる。早急に各国は世界における規範意識の統一化と問題が発生した場合の国際社会による厳しい処罰に関する統一法の立法化を実現させなければならない。

(4) 国際刑事裁判所の設置

現在、国家間の法律問題を裁く機関としてオランダのハーグに国際司法裁判所があるが、今回設立される国際刑事裁判所（ICC）は、虐殺や戦争など非人道的行為にかかわった個人を処罰する常設の裁判所である。

① 設立経緯と目的

本裁判所は1998年7月、ローマ会議で採択された128条の設立条約に基づいて設立されている。現在まで139ヶ国が署名し、そのうちの69ヶ国以外は批准していない。我が国は設立について支持はしているものの、被告人引渡しなどについての国内法が未整備であることを理由に、いまだ署名も批准もしていない。この裁判所の設置について中心的役割をしているのが主として欧州連合（EU）加盟国15ヶ国とカナダ、アフリカ諸国である。ちなみに、アメリカは、1998年の採択時に中国やイスラエルなどとともに反対した。前大統領のクリントンは設立条約に署名したが、現大統

領のブッシュは海外に派遣された米兵が政治的理由で処罰される恐れを懸念して、署名の撤回をしたのである。

ICCの設立目的は、20世紀において多くの人々が戦争など残虐な行為の犠牲になったことに鑑み、これらの行為を行った行為者を処罰し、今後このような悲惨な行為が行われるのを防止することである。したがって、非人道的な行為を行った指導者が処罰される可能性もあり、しいては、国家間の紛争予防にも寄与することになる。既に設置されている国際司法裁判所と異なり、国内紛争や国家間紛争で重大な非人道的行為を犯した個人および国民や個人を迫害した独裁者を処罰することである。具体的には、(i) 壊滅を目的として特定の宗教団体や民族にたいする集団殺人、(ii) 一般住民に対する虐殺や暴力、(iii) 戦争法規違反 等の行為が裁判の対象になる。

② 組織内容

国際刑事裁判所の裁判は二審制を採用し、裁判官18人と検察官1人の構成をとり、公判が行われる。共に、締結国の会議での選挙によって選出される。候補者は締結国の国籍を有し、同一国籍者から複数選任することはできない。訴追は次のようになされる。つまり、犯罪と思われる状況が生じたり、被害者が申し立てをした場合、締結国や国連安保理の付託や検察官の判断により検察官が状況分析を行い、その結果、検察官が捜査をするについて合理的な理由があると判断した場合に、6人の裁判官で構成される予審部の許可を得て、検察官は本格的な捜査や起訴および被告の逮捕を行うことが出来る。検察官の本格的な捜査開始に際し、国連安保理の判断が介在する。裁判は被告人の出廷なくして行うことが出来ない（欠席裁判の禁止）。刑罰の最高刑は終身刑である。締結国は捜査に必要な情報の提出義務を負担するが、自国の安全に関わる場合には提出を拒否することが出来る。

ICCは締結国と国連安保理のバランスの上に成り立っている組織である。つまり、検察官が行為者が非人道的行為を行ったとして起訴しようとした

場合に、国連安保理がその行為が世界の平和と安定に重大な影響をもたらすと判断した場合には捜査や訴追の停止命令を発することが出来るのである。²⁹⁾

- 注 1) 参照；門田成人著「経済犯罪の国際化」（『経済刑法入門』332頁以下、成文堂）
- 2) サイバー条約は欧州評議会（加盟国43ヶ国）が1997年より検討をはじめ、2001年11月加盟国外相による閣僚会議で正式に採択された。イギリス、アメリカ、日本を含む30ヶ国が署名した条約である。インターネット犯罪に対する世界最初の国際条約であり、その内容は①処罰されるべき犯罪類型、②証拠収集などの捜査手続、③国際捜査協力等が記されている。具体的には、サイバー犯罪とされる行為として、違法アクセス、違法傍受、システムやデータ妨害等であり、捜査手続として、電子データの応急保全命令や通信記録の応急保全・開示命令等であり、国際協力として、捜査共助に関する手続等が記されている。
- 3) 参照；平成13年度版「犯罪白書」30頁、I-19図
- 4) 銃器の定義について、法務省は「銃器とは、けん銃、小銃、機関銃、砲獣銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃をいう」としている。前掲「犯罪白書」28頁
- 5) 参照；前掲「犯罪白書」29頁、I-17図
- 6) 参照；前掲「犯罪白書」28頁～30頁
- 7) 参照；前掲「犯罪白書」264頁、IV-44図
- 8) 参照；前掲「犯罪白書」265頁、IV-45図
- 9) 参照；前掲「犯罪白書」26頁、I-14表
- 10) 例えば、サイバー条約や国連犯罪防止会議（コンгресス）等多数
- 11) 参照；平成13年度版「警察白書」217頁、8-1図
- 12) 参照；前掲「犯罪白書」301頁、IV-42表
- 13) 参照；前掲「犯罪白書」302頁、IV-43表
- 14) 参照；敷田稔著「国連刑事司法関係機構の改革」ジュリスト1003号97頁
- 15) 参照；尾崎道明著「第10回国連犯罪防止会議の概要とウイーン会議」ジュリスト1191号26頁以下
- 16) 引用；前掲同著27頁
- 17) 引用；前掲同著26頁
- 18) 引用；前掲同著28頁
- 19) 参照；林美月子著「『腐敗との闘い』に関するワークショップ」ジュリスト1191号32頁以下

- 20) 参照；相沢慶一著「『コンピュータ・ネットワーク関連犯罪』に関するワークショップの概要」ジュリスト1191号45頁以下
- 21) 参照；渡邊真也著「『犯罪防止への地域社会の関与』に関するワークショップ」ジュリスト1191号37頁以下
- 22) 参照；渡邊真也著「『刑事司法制度における女性』に関するワークショップの概要」ジュリスト1191号41頁以下
- 23) 詳しくは拙者著「組織的犯罪におけるグローバリゼーション」法政論叢第36巻第1号43頁以下参照
- 24) 参照；広部和也著「犯罪の国際化とその対応」ジュリスト681号58頁以下等
- 25) 例えば、国際条約として、「ハイジャック防止ヘーネグ条約」、「航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約」、「民間航空の安全に対する不法行為の防止に関する条約」、「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」等がある。
- 26) 犯罪人引渡しに関する条約はいくつかある。例えば、「欧州犯罪人引渡条約」「日米犯罪人引渡条約」等がある。
- 27) 参照；筒井若水著「逃亡犯罪人の引渡」ジュリスト768号264頁以下、島田征夫著「政治犯の国際法上の取扱い」ジュリスト720号60頁以下、植木俊哉著「犯罪人引渡しと政治犯不引渡しの原則」法学書院97頁以下、1998年
- 28) 大野常恒太郎著「犯罪の国際化とその法律問題」ジュリスト781号156頁以下
- 29) 国際刑事裁判所に関する詳細な文献として、安藤泰子著「国際刑事裁判所の理念」成文堂、2002年

本稿は2002年6月、日本法政学会第96回研究会でのシンポジウム「国家の危機管理」での報告の内容で、学会誌・法政論叢第39巻1号に掲載した内容に加筆したものである。